

自動車の整備、塗装等を行う事業所の方へ

危険物の貯蔵・取扱いについて

先般、津市内において、自動車の整備及び塗装を行う工場で火災が発生しました。

その際、当該建物内に申請等せずに、消防法上の危険物と思われる塗料やシンナーが、指定数量以上貯蔵されていると疑われる状況が認められました。

当該危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、事前に申請等を行ったうえで、消防法及び津市火災予防条例に規定する基準に従わなければなりません。

火災危険を未然に防止するため、次のことに留意していただきますようお願いいたします。

- ・ 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない
- ・ 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない
- ・ 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、消防法に規定する基準に従わなければならない
- ・ 指定数量未満の危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、津市火災予防条例に規定する基準に従わなければならない

※主な第4類危険物の指定数量

品名	物品	指定数量
第1石油類	ガソリン・トルエン	200L
アルコール類	エタノール・アセトン	400L
第2石油類	灯油・軽油	1000L
第3石油類	重油	2000L



【お問い合わせ】津市消防本部 予防課危険物担当 ☎059-254-0355